

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大洲市長

大洲市議会議長

大洲市教育委員会

大洲市選挙管理委員会

大洲市代表監査委員

大洲市農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.3%
全職員	84.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.7%
本庁課長補佐相当職	96.0%
本庁係長相当職	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.5%
31～35年	90.8%
26～30年	88.2%
21～25年	90.7%
16～20年	98.7%
11～15年	92.5%
6～10年	95.4%
1～5年	91.5%

【説明欄】

- ・ 扶養手当及び住居手当については、主たる生計維持者である男性職員に支給している場合が多く男女の給与の差異が生じるよう要因の一つとなっている。
- ・ 医療職給料表の適用を受ける職員のうち医師については、給与水準が高く、当該職員が一方の性別のみのため、集計の対象外としている。
- ・ 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」については、女性職員が存在しないため「—」と表示している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。